

屋外広告物のみの場合

(第 1 面)
都市景観協議申出書

・法人の場合は代表者印としてください。
・個人の場合は認印でも構いません（自署の場合は省略可）。
・印影は個人情報に該当しますので、閲覧用（1部）は押印しないでください。

(申出先)
横浜市長

申出者は屋外広告物の許可申請者（広告主）と同一となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 横浜市中区〇〇町・・・

申出者 氏名 広告 景観

電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇

住所 横浜市中区××町・・・

(代理者) 氏名 ××プラン

連絡先 045 (×××) ××××

代理者が手続を行う場合は委任状（様式は任意）が必要となります。
<委任状の記載事項>
・委任年月日
・委任事項
・委任者と受任者の氏名・捺印

担当者名も記載するようにしてください。
なお、閲覧用には記載しないでください。

[担当者：関内 花子]

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。

| | | | | |
|--|--------------------|--|---------|-----------------|
| 1 | 都市景観協議地区の名称 | 関内地区 | 地区区分の名称 | 市庁舎前面特定 地区（ゾーン） |
| 2 | 都市景観形成行為を行う敷地等の位置等 | 横浜市 中区 〇〇町〇〇番 | | |
| 3 | 都市景観形成行為の種類 | <input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為等 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置 <input type="checkbox"/> その他の行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積、特定照明、その他〔 〕） | | |
| 4 | 特定都市景観形成行為の該当 | 有 ・ 無 | | |
| 5 | 都市景観形成行為の着手予定日 | 平成〇〇年●●月●●日 | | |
| 6 | 都市景観形成行為の完了予定日 | 平成□□年■□月■□日 | | |
| ※受付処理欄 | | | | |
| | 受付年月日 | | 年 | 月 |
| ・景観協議終了後に、屋外広告物条例の許可申請をして、許可後の着手となります。 ・なお、都市景観協議の標準的な処理期間は 50 日、屋外広告物条例許可の標準的な処理期間は 15 日となっています。 | | | | |

・「地区区分の名称」は、都市景観協議地区図 1 で確認してください。
・山下町特定地区の場合は、ゾーン名も記入してください。

屋外広告物の設置は特定都市景観形成行為には該当しません。

- (注意) 1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
3 ※印の欄は、記入しないでください。
4 魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。
5 同一の敷地等について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。
6 次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）
(1) 位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）
(2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真
(3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの
(4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）
(5) 平面図その他市長が必要と認める図書

(第2面)
都市景観形成行為の概要

1 建築物の建築等

| | | |
|----------|---|--|
| ア 行為の種類 | <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 | <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 |
| イ 用途 | | |
| ウ 敷地面積 | m ² | |
| エ 高さ(階数) | m (地下 階、地上 階) | |
| オ 行為面積 | 延床面積 増築面積 | 外観変更面積 |
| カ その他 | | |

2 工作物の建設等

| | | |
|-----------|---|--|
| ア 行為の種類 | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 | <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更 |
| イ 用途(種類) | | |
| ウ 敷地面積 | m ² | |
| エ 規格(サイズ) | | |
| オ 行為面積 | 築造面積 | 外観変更面積 |
| カ その他 | | |

3 開発行為等

| | |
|-------------|----------------|
| ア 区域の面積 | m ² |
| イ 予定建築物の用途 | |
| ウ 法(リ)の高さ | m |
| エ 敷地面積の最小規模 | m ² |
| オ 木竹の保全等の面積 | m ² |
| カ その他 | |

4 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

| | | | |
|---|--|---|---------|
| ア 行為の区分等 | <input checked="" type="checkbox"/> 自己用 <input type="checkbox"/> 非自己用 <input type="checkbox"/> 壁面看板 (箇所) <input checked="" type="checkbox"/> 袖看板 (<input type="checkbox"/> 箇所) <input type="checkbox"/> 屋上看板 (箇所) <input type="checkbox"/> 広告塔・広告板 (箇所) <input type="checkbox"/> その他 (、 箇所) | | |
| イ 規模(規格/サイズ)等 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/>壁面看板 <input checked="" type="checkbox"/>袖看板 <input type="checkbox"/>屋上看板 <input type="checkbox"/>広告塔・広告板 <input type="checkbox"/>その他 () </td> <td style="width: 50%; border: none; vertical-align: top;"> 縦○m×横△m </td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 壁面看板 <input checked="" type="checkbox"/> 袖看板 <input type="checkbox"/> 屋上看板 <input type="checkbox"/> 広告塔・広告板 <input type="checkbox"/> その他 () | 縦○m×横△m |
| <input type="checkbox"/> 壁面看板 <input checked="" type="checkbox"/> 袖看板 <input type="checkbox"/> 屋上看板 <input type="checkbox"/> 広告塔・広告板 <input type="checkbox"/> その他 () | 縦○m×横△m | | |
| ウ その他 | | | |

5 その他の行為

| | |
|---------|--|
| ア 行為の種類 | |
| イ 行為の内容 | |
| ウ その他 | |

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

屋外広告物の種別・規格等については、都市整備局景観調整課にお問い合わせください。

「近接」は、計画地から見渡せる範囲（概ね100m）を目安とします。

(第3面)
計画趣旨等説明書

・歴史的建造物の有無については、都市景観協議地区図4で確認してください。
・歴史的建造物の名称が不明な場合は、都市整備局都市デザイン室にお問い合わせください。

敷地特性等の説明

| | |
|----------------------|---|
| 敷地特性や敷地の周辺状況、景観的特徴など | <p>[接する道路の状況(道路の数、接道長さ、幅員、商店街、交通量、歩道の有無など)]</p> <p>・計画地は、南側で幅員○mの道路(××通り、人通り多い)に●m、西側で○m(幅員×mの歩道含む)の道路(人通り少ない)に●m接しています。</p> <p>[計画地内及び近接する歴史的な建造物の有無]</p> <p>・敷地内には歴史的建造物はありません。</p> <p>・計画地の西側○mのところに「□□」が、北側×mのところに「■」があります。</p> <p>[近接する景観的特徴のある施設(河川、港、橋、古木、公園、マリンタワー、商店街等)]</p> <p>・計画地の南側●mのところに△△公園があります。</p> <p>・計画地は▲▲商店街の中にあります。</p> <p>[眺望の視点場からの望みの可否]</p> <p>・計画地はいずれの眺望の視点場からも望みません。</p> |
|----------------------|---|

計画趣旨説明

空欄は記載不備と捉えられますので、該当しない場合は、その理由を記載してください。

| 魅力ある都市景観を創造するための方針 | 配慮すべき「行為指針」 | 都市景観の形成に関する申出者の考え方 |
|---|--|--|
| 1 (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。 ⇒関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針05 (P25～28) | オ 都市景観協議地区図に示す歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出 (エ) 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。 | 本件計画地は、都市景観協議地区図に示す「見通し景観形成街路」に面していません。 |
| 1 (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。 ⇒関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針08 (P35～38) | ア 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出 (エ) 秩序ある広告景観を創出する。 イ 都市景観協議地区図に示す横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出 (カ) 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するよう秩序ある広告景観を形成する。 | 本件屋外広告物は、都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」から望みません。 本件計画地は、都市景観協議地区図に示す「後景エリア」内には位置していません。 |
| 1 (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。 ⇒関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針09 (P41～43) | ウ 夜間景観の形成 (ウ) 都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間の眺望景観が魅力的になるよう、屋外広告物の照明をデザインする。 ウ 夜間景観の形成 (エ) 夜間の広告景観を演出する。 | 本件屋外広告物は、都市景観協議地区図に示す「眺望の視点場」からの夜間景観に影響ありません。 袖看板については、外照式とします。また、壁面看板については、切り文字とします。 |
| 1 (10) 秩序ある広告景観を形成する。 ⇒関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針10 (P45) | ア 良好な景観、落ち着いたきのある街並みの創出 (イ) 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。 ア 良好な景観、落ち着いたきのある街並みの創出 (イ) 大きな音を出すなど、まちの雰囲気壊さないようにする。 イ 魅力ある広告景観の創出 質の高い広告景観を創造する。 | 広告面の大きさを最小限に抑えます。また、周辺の街並みと調和した●系を基調とします。 本件屋外広告物は、音を発するものではありません。 広告面の背景色について、彩度を下げた色調とします。 |
| 2 (4) 市庁舎前面特定地区 | カ 屋外広告物は、市庁舎とくすのき広場及び横浜公園の景観と調和した落ち着いたものにし、かつ、歩行者に圧迫感を与えない規模、位置、デザインにする。 | 市庁舎及びくすのき広場の色調である黄赤系と補色関係とならない●系の色調を用います。また、広告面の大きさを最小限に抑えます。 |

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

該当する地区区分の名称を記号とあわせて記入して下さい。(「(11) 関内駅前準特定地区」「(12) 関内西準特定地区」は、屋外広告物について行為指針がありません)

該当する地区区分に応じた屋外広告物に関する行為指針を正確に転記してください。(「(11) 関内駅前準特定地区」「(12) 関内西準特定地区」は、「行為指針なし」と記載してください。)

行為指針に対する計画上の配慮を(どう工夫したのかを)具体的に記入してください。
【1 (10)イに対する悪い記載例】
→「質の高い広告景観を創造します。」